

## 第3次三好市観光基本計画策定支援業務委託仕様書

### 1 業務名称

第3次三好市観光基本計画策定支援業務

### 2 委託業務履行期間

契約締結日から令和7年（2025年）3月28日（金）まで

### 3 業務の目的

本業務は、令和6年度で第2次三好市観光基本計画の計画期間が終了することを受け、後継となる「第3次三好市観光基本計画」（以下「第3次観光計画」という）（2025年度～2029年度を計画期間とする）の策定を行うものである。策定にあたっては、デジタルマーケティング戦略を用いた中期的な施策立案のため、その根拠となる各種基礎調査の活用、三好市観光基本計画推進委員会（仮称）の運営支援などを行う。さらに、実施した基礎調査の結果から、現状・課題の把握とそれら解決の方向性を検討し、将来像を含めた第3次観光計画を策定する。

### 4 業務内容

日本版持続可能な観光ガイドライン(JSTS-D)の趣旨を踏まえるとともに、第2次三好市総合計画の理念や施策の方向性との整合性を図り、民間事業者と地域が一体となって持続可能な観光を意識した施策を展開し、社会経済情勢や新たな観光需要の顕在化など、様々な変化に的確に対応できる計画を策定する。

#### (1) 三好市の観光を取り巻く現状と課題の整理

観光基本計画の策定に関し、三好市の観光を取り巻く現状及び課題を整理し、第2次三好市総合計画との整合性や本市の観光の特色や目指すべき姿を整理すること。

#### (2) 三好市の観光に関する情報収集と分析方法の提案

ア 三好市やにし阿波～剣山・吉野川観光圏等の情報収集

イ 本市観光に関わる基礎調査、また本市が保有する観光にかかるデータ等を綿密に分析のうえ十分に活用すること。

ウ その他統計等基礎データを活用すること。

#### (3) 第3次観光計画素案の作成

(1),(2)に基づき、今後、本市が観光施策を推進するため、現計画の構成をベースとしつつ、残された課題と具備すべき新たな視点と課題を設定し、課題に紐づく目標値、施策の方向性を定めた第3次観光計画素案を作成する。

(4) 第3次観光計画策定に関する事務

受注者は、発注者と十分に協議しながら業務を行うこと。また、打ち合わせに伴う議事録を作成し、両者合意の上、各自保管する。

(5) 第3次観光計画概要冊子の作成

第3次観光計画概要冊子は、わかりやすく見やすいデザインを行い、納品する。デザインでは、本市の観光資源の魅力や施策を効果的に紹介し、本市の魅力の浸透を図り、認知度を高めるために制作するものである。また、文章での紹介、写真などの掲載の工夫により、本市の取り組みを理解しやすくかつ効果的に伝えるものとする。

(6) 会議等運営支援

第3次観光計画を検討する機関として、三好市観光基本計画推進委員会（仮称）の運営を行う。事務局となる本市と協議しながら、検討資料の作成、会議運営や検討結果の取りまとめなど、効率的な運営が図れるよう支援を行う。

## 5 成果品

本業務において納品する成果品については次のとおり記載する成果品を提出・納品すること。

- (1) 第3次観光計画（確定）（令和7年(2025年)2月下旬まで（予定））
- (2) 第3次観光計画概要冊子（令和7年(2025年)3月下旬まで（予定））
- (3) その他必要に応じて発注者が指示するもの

※ (1)～(3)電子媒体（PDF）及び(2)は紙媒体で100部

## 6 留意事項

本仕様に定める業務にかかる経費は全て契約代金に含まれるものとする。

## 7 実施体制

(1) 業務責任者

発注者との情報共有、進捗・課題管理を行う業務責任者を配置すること。

(2) 人員配置

業務を実施する担当者については、委託期間中、原則として同じ人員を割り当て、特別な理由がない限り、プロジェクトメンバーは固定化するよう努めること。なお、委託者

が業務の進捗状況や業務内容について支障があると判断した場合、実施体制を含め速やかに対応策を検討すること。

(3) 業務場所

本業務委託に係る打ち合わせは、本市庁舎内の会議室又はオンライン会議システムにて実施する。

以上